

2 活用編

(※どんなことに使えるか)



2 活用編インデックス「活用場面から知りたいことを探す」

「個別の教育支援計画」は、子どもを中心に据え、支援者同士をつなぐためのツールです。園等内での支援をつなぎ、就学時の円滑な移行のために活用できる場面は様々です。このページでは、園等内での課題から「個別の教育支援計画」の活用方法を検索することができます。



作成と見直しの
一般的なスケジュール
▶ P33



園等



保護者への説明と
合意形成
▶ P32

家庭



関係機関との連携
のための活用
▶ P41

小学校生活で
求められること
▶ P40

小学校



小学校へ引き
継ぐべき内容
▶ P39

園等内の支援体制・
ケース会議の実施
▶ P34

関係機関との支援の
ための会議の実施
▶ P35

就学支援での活用
▶ P36・37

保健・医療・福祉
との連携
▶ P38



(1) 保護者への説明と合意形成

本手引きの冒頭でも記した通り、保護者の同意を得ずに「個別の教育支援計画」を作成することはできません。しかしながら、できる支援をせずに子供の成長の可能性を狭めてしまうことは望ましくありません。保護者の同意が得られない場合は、以下のような「個別の教育支援計画」の利点や活用の際の留意点を繰り返し伝えながら、焦らず保護者に働き掛けていくことが大切です。

- 園等内で行う支援、家庭内のできる支援、外部の機関と連携して行う支援を整理して、子供に関わるいろいろな立場の人が足並みをそろえた支援ができるようになること
- 園等内で支援にあたる保育者・教員等全員が、具体的な支援方法について、共通理解をすることで、子供が戸惑うことなく活動に取り組むことができるようになること
- 担任が替わる際や小学校に就学する際の引継ぎ資料として用いることで円滑に一貫した支援の継続が期待できること
- 内容については保護者の意向を十分に汲み取り、よりよい支援をするために役立てること
- 作成することで就学の際に不利になることはないこと
- 内容については個人情報として取り扱い、保護者の同意なしには外部へ提供しないこと

また、保護者と情報交換をする場面は、面談や家庭訪問の場だけではなくありません。送迎時や連絡帳など、何気ない場面の中で子供の成長や支援に関する話題を取り上げることで、信頼関係を築いていくことができます。加えて、対象の保護者に個別に話をするだけでなく、園等全体の保護者の理解啓発を図ることも重要です。保護者研修会やおたよりの中で、特別なニーズに早期に対応していくことの大切さを伝えていきましょう。



(2) 作成と見直しの一般的なスケジュール

「個別の教育支援計画」の作成と活用の一般的なスケジュールです。各市町村や園等でのスケジュールに応じて効果的な活用を進めましょう。また、保護者との合意形成が図れた時期に応じて、順次作成を進めていきましょう。

	いつ?	何を?	誰が?	どのように?
作成準備	～4月	・引継ぎ 	担任 関係する保育者・教員等	●前年度までの担任や関係する保育者・教員等から、本人に関する情報やこれまでの支援の内容についての情報を引き継ぐ。
		・保護者との面談、ねがい (ニーズ)の把握 ・作成の趣旨の説明 	担任(または関係する保育者・教員等)、 保護者	●保護者と面談を実施し、ねがいやニーズを聞き取る。 ●保護者に個別の教育支援計画の趣旨を説明する。
	5月	・同意書の提出(初めての作成時のみ) ※同意が得られた場合	保護者	●保護者の同意が得られた段階で、所定の様式により作成の同意書を提出してもらう。
計画作成	5月	・支援計画作成の開始 ・園等内での共通理解	担任 関係する保育者・教員等 園等内ケース会議等 	●本人・保護者の願いや実態把握を基に、支援目標及び支援内容を検討する。 ●保護者の同意を得た上で関係機関と情報交換等を行い、支援目標・内容・合理的配慮を記入する。 ●立案した個別の教育支援計画に関して園等内のケース会議等で検討し、共通理解を図る。
		6月	・作成した支援計画の保護者への提示、確認、署名	担任 保護者
活用	7月～	・支援の実施 ・支援の見直し、改善 	担任、関係する保育者・教員等、関係機関、保護者	●支援の実施、検査結果、支援機関の利用等、随時情報を更新、蓄積する。
	9月	・保護者との面談(学期末)	担任(または関係する保育者・教員等)、 保護者	●面談等の機会を利用して、計画や支援の見直しを図る。
評価・改善	1月～2月	・評価の記入 ・保護者との面談	担任、関係する保育者・教員等、園等内のケース会議等、 保護者	●1年間の支援の成果と課題をまとめる。 ●保護者から関係機関の取組の状況に関する情報を得る。 ●支援目標及び支援内容の見直しを図る。
	3月	・情報提供及び引継ぎの承諾の確認 ・各関係機関へ資料の送付	担任(または関係する保育者・教員等)、 保護者	●次年度へ引き継ぐ内容、関係機関に提供する情報の範囲に関して、保護者の確認と同意を得る。

(3) 園等内の支援体制・ケース会議の実施

「個別の教育支援計画」を効果的に活用していくためには、子供の支援にあたる担任の努力もさることながら、園等全体の支援体制としてケース会議の仕組みや引継ぎの流れが構築されていることが大変重要です。「個別の教育支援計画」に目を通す機会を仕組み化しましょう。

ケース会議の目的と内容

- 個別の支援の対象となる子供の確認と実態に関する情報共有
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の検討
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価・見直し
- ※上記の内容から、年に3回以上(年度当初、年度の間、年度末)の実施が望ましいです。

ケース会議実施のポイント

- 参加者への負担が少なく参加しやすくするための工夫
- 課題への気づき、課題の分析、具体的な支援の方向性などの議題の着地点の明確化
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画への具体的な修正

園等内外の連携の要となるコーディネーター

以下のような役割を担う(特別支援教育)コーディネーターがいると、子供への支援がもっと充実します。

- ・園等内のケース会議の企画、連絡・調整、運営
- ・担任等への支援
- ・園等内の研修会の企画、運営
- ・関係機関等の情報収集、園等内への提供
- ・関係機関との連絡・調整
- ・保護者との相談の窓口…など



(4) 関係機関との支援のための会議の実施

「個別の教育支援計画」に実効性を持たせるため、保護者と園等に加え、保健、医療、福祉等の関係機関担当者が集まり、子供の支援のための会議をもつことが望ましいです。しかしながら、支援のための会議を設定することができたとしても、関係者全員の出席が難しい場合もあります。そのようなときは、個別の教育支援計画を個別に提示して、持ち回りで協議したり、紙面でやり取りしたりすることもできます。可能な限りの情報共有と支援の方向性の共通理解に努めましょう。

支援のための会議の目的と内容

- 園等内で検討された「個別の教育支援計画」をもとにした、保護者を含む関係者、関係機関との間での具体的な協議
- 子供のニーズに応じた支援目標を実現するための役割分担の明確化
- 支援の評価及び見直しの時期の見通し
- 個人情報の取扱いに関する共通理解

支援のための会議実施のポイント

- 保護者の意向や家庭での支援の方向性を十分に聞き取りながらの検討
- 関係者全員が揃わない場合の情報共有の工夫(持ち回り会議、紙上協議…など)

こんな組織もあります! ～地域の特別支援連携協議会～

特別支援連携協議会とは、関係機関と連絡調整を図りながら地域を支援する組織です。宮城県では市町村の教育委員会が中心となって設置しています。地域の巡回相談や就学後の継続的な支援、個別の教育支援計画の作成・活用の推進なども協議・調整します。



(5) 就学支援での活用

「個別の教育支援計画」は、子供にとって適切な就学先を決定する際にも役立ちます。特に子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うためには、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行う中で、保護者に就学支援の情報を提供していくことが大切です。また、園等の関係者が、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援について情報を共有していくことは、就学についての保護者の理解を促し、合意形成へとつながっていきます。

「個別の教育支援計画」を作成していくことで、適切な就学先を見据えたスケジュールの確認と準備をしていくことができます。

ポイント

★ここでは就学先決定までの基本的な流れを説明します。就学先の決定については、市町村教育委員会が判断しますので、市町村の就学先決定までのスケジュールも併せて確認しましょう。

★就学先決定は「5歳から」ではなく、早い時期から情報共有を行っていきましょう。

より早い時期からの就学支援を

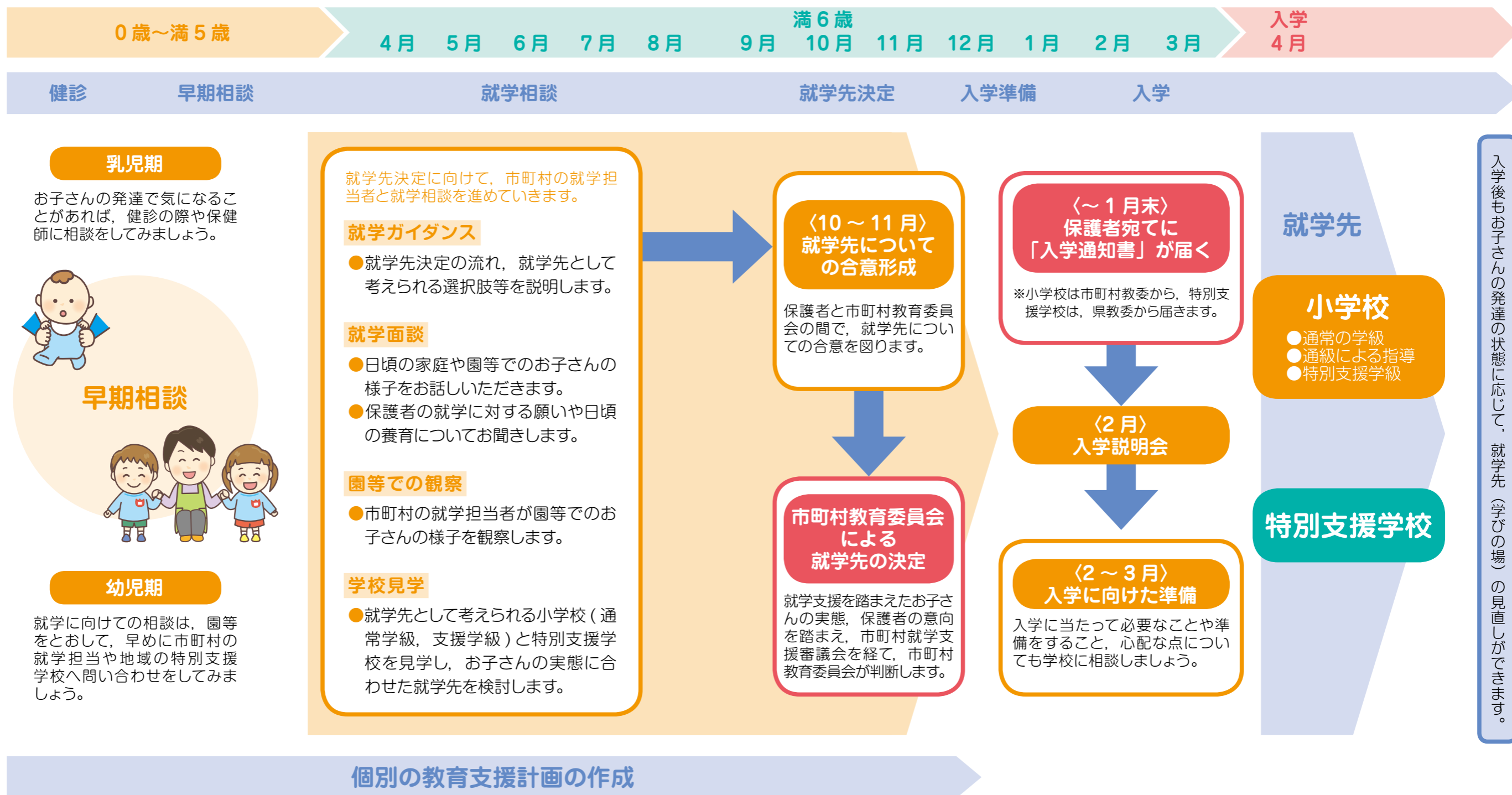
平成25年の学校教育法施行令改正により、就学先決定の際には、「市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分に情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、その上で最終的に市町村教育委員会が決定する」ことになりました。

したがって、就学についての支援は、早い時期から相談していくことはとても重要なことです。

5歳(年長)から始めるのではなく、教育的ニーズへの支援が必要となったら、「個別の教育支援計画」を作成しながら、早い時期から就学についての情報共有を保護者と行っていく必要があります。

就学先決定までのスケジュール

入学後もお子さんの発達の状態に応じて、就学先(学びの場)の見直しができます。



【参考】就学相談のガイド「よりよい就学のために」(令和3年度版)宮城県教育委員会

(6) 保健・医療・福祉との連携

「個別の教育支援計画」を作成することで、保健・医療・福祉との役割分担を明確にし、本人・保護者への支援に関する情報を整理することができます。本人・保護者のニーズに応じた支援体制を多様な視点から整えられるようにしましょう。

保健分野との連携

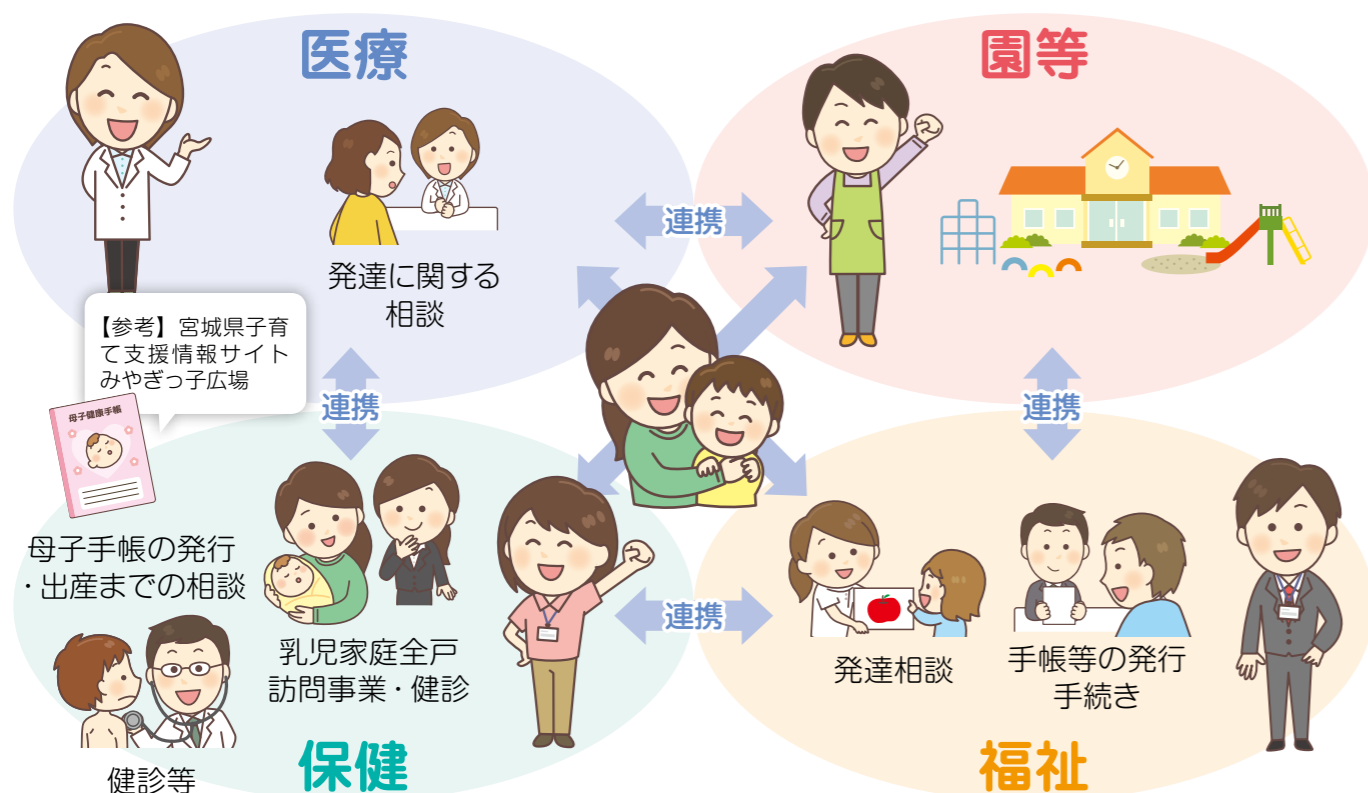
- 出生前から健康相談や健診を通して子育てを支援する保健師や心理職は、本人・保護者への支援の重要な役割を担っています。
- 健診時の診察では、健康状態だけでなく子供の発育・発達状況に応じて発達相談へ接続してくれます。
- 保健師と連携を図っていくことで、園等を利用する前の本人・保護者への支援の状況を把握したり、園等での支援に関して異なる立場から助言を受けたりすることも期待できます。
※ただし、保健師の支援体制は市町村により異なることがありますので、必ず各自治体の保健センター、地域子育て支援拠点等に確認しましょう。
※保健師は必要に応じて、行政との連携を図ることがあります。

医療分野との連携

- かかりつけ医と情報を共有することで、発達相談への接続について助言してくれます。

福祉分野との連携

- 各自治体の子育て支援拠点における発達相談事業も、本人・保護者を支える重要な役割を果たしています。
- 必要に応じて、療育手帳等の申請・発行など、福祉サービスに接続していくことがあります。
※発達相談や福祉サービスの利用に関しても各自治体で体制が異なりますので、確認が必要です。



(7) 小学校へ引き継ぐべき内容

子供の小学校への円滑な移行を実現するため、園等で作成・活用し、蓄積した「個別の教育支援計画」そのものを引き継ぐことが効果的であることは言うまでもありません。加えて、小学校で特に必要としている内容について把握しておくことも大切です。以下では、「個別の教育支援計画」の様式例の項目に対応した形で、小学校で必要としている子供の情報について例示しています。特に、5歳児クラスにおいては、以下のポイントを意識して情報を整理していくとよいでしょう。

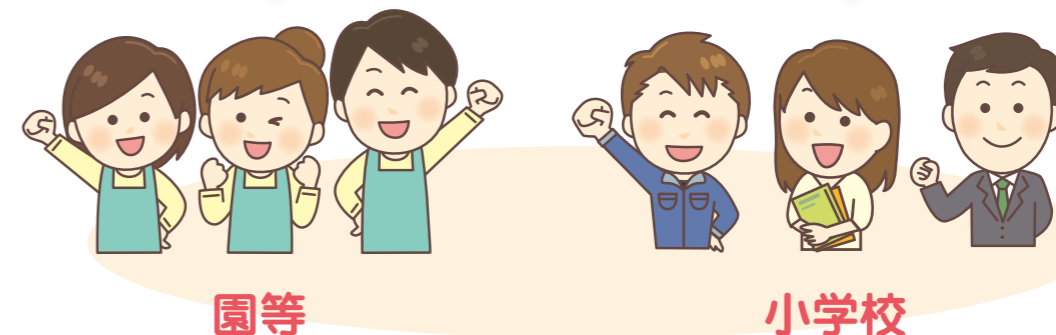
ポイント

- 好きなことは何か、得意なことは何か? ⇔ **【興味・関心】**
- 苦手なことは何か、支援が必要なことは何か? ⇔ **【基本的生活習慣、運動など】**
- 健康上配慮が必要なことは何か? ⇔ **【身体・健康】**
- 身辺処理はどの程度確立しているか? ⇔ **【基本的生活習慣】**
- 文字や数にはどの程度興味があるか? ⇔ **【認識・ことば】**
- 座学にはどの程度対応できそうか?
- 一斉指示をどの程度理解できるか?
- どのくらいの人数の集団で生活していたか? 個別の支援の有無や程度は? ⇔ **対人関係・社会性**
- 支援が必要なおき意思を表出することができるか? また、その方法は?
- 対人関係におけるトラブルはあるか? また、どのようなトラブルが多いか?
- 保護者が子供の実態をどのように捉えているか? ⇔ **【家庭との連携】**
- 保護者との連携において配慮すべきことは何か? ⇔ **【家庭との連携】、様式I**

幼保小連絡会

- ・ 支援の必要な子供の長短両面から実態を伝える。
- ・ 就学にあたって、不安な点や配慮が必要な点を伝える。
- ・ 意見交流での気づきを日々の保育や教育に活かす。

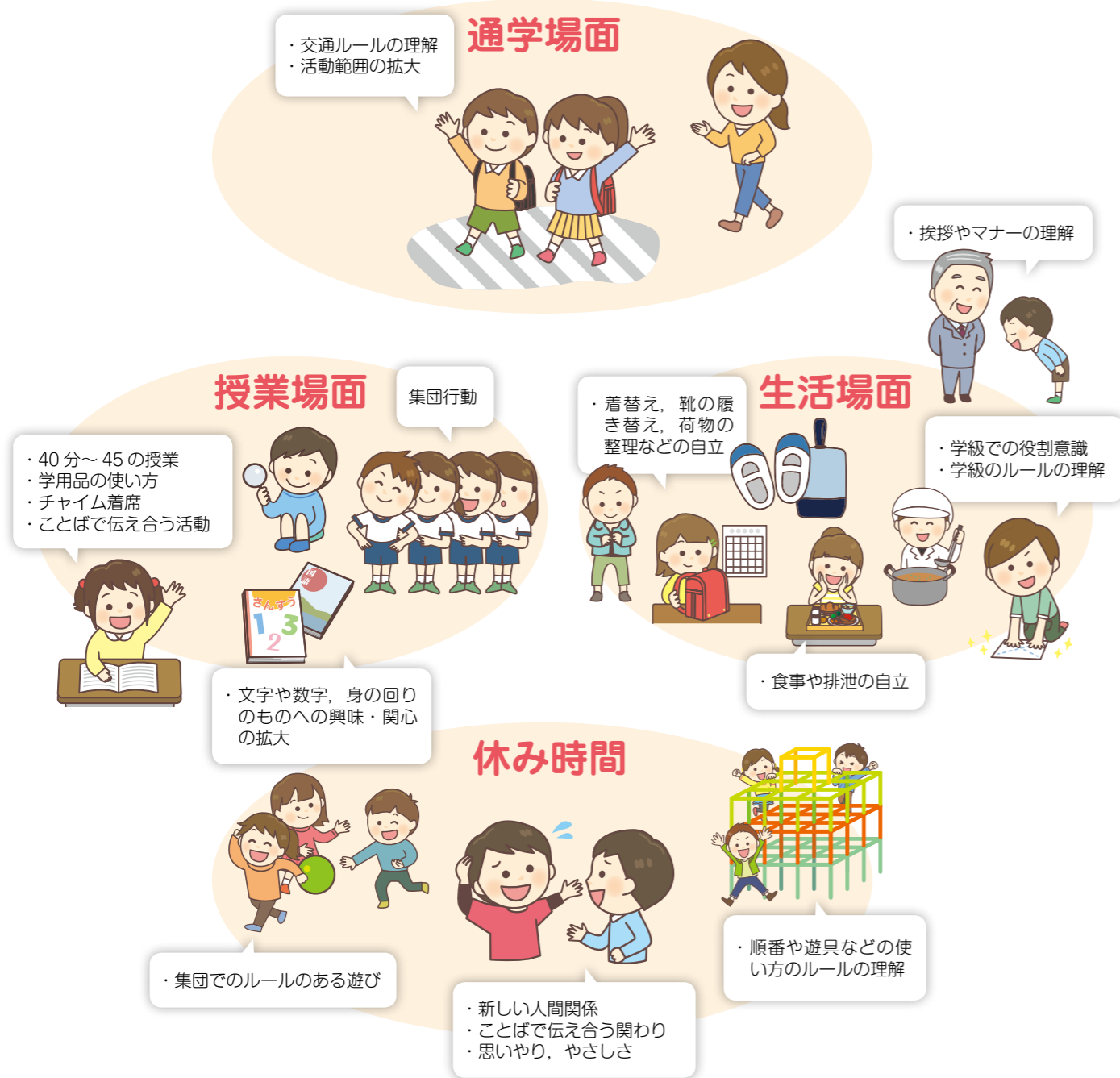
- ・ 支援の必要な子供の実態を把握し、個に応じた支援に努める。
- ・ クラス編成の参考とする。
- ・ 保護者と話し合いの際の材料とする。



※各市町村での幼保小連絡会では、小学校から情報の引継ぎのための様式が指定されている場合が多いですが、特に支援が必要な子供に関しては、別途資料を作成して引継ぎを行うことが望ましいです。

(8) 小学校生活で求められること

就学を見据えて、小学校での生活の様子について理解しておくことも大切です。園等においてはアプローチカリキュラムとして、小学校においてはスタートカリキュラムとして、スムーズな移行を目指した取組がなされています。個々の子供の小学校での生活をイメージし、新しい生活の準備や必要な支援についての整理を進めましょう。



※【参考】宮城県ホームページ『宮城県版 保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて』
『宮城県版 保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて<資料編>』

(9) 関係機関との連携のための活用

「個別の教育支援計画」を作成する大きな意義の1つは、保護者や園等の関係者だけでなく、さまざまな関係機関と連携しながら子供の支援を行えることにあります。本人・保護者、園等の関係者だけでなく、専門的な関係機関に連携してもらうことで、より子供に合った効果的な支援を行うことができるようになります。

関係機関との連携の方法

- ①外部の関係機関の方に入ってもらい支援会議（ケース会議）を行う場合
 - 外部の関係機関の方に支援会議（ケース会議）に参加してもらい、保護者や園等の関係者と子供の状況と支援の経過や目標への到達度について話し合います。
- ②外部の関係機関の方からの助言等を基に話し合いを行う場合
 - 関係機関の方に日程を調整していただいて、支援会議を開催することはなかなか簡単なことではありません。関係機関の方を交えての支援会議（ケース会議）ができない場合には、関係機関で受けた助言等を基に、保護者と園等の関係者で話し合う形も連携の1つです。

個別の教育支援計画があると便利なこと

「個別の教育支援計画」には、子供の支援に必要な情報、支援の目標や計画、評価等が記載されていますので、関係機関と連携するたびに、保護者が本人についての基本的な情報を繰り返し説明する必要がなくなります。

また、これまでの支援の経過やどんな関係機関が関わったかなどがすぐに分かるので、年度で支援が途切れることなく、情報と支援の継続が図られることが大きな特徴です。

どんな関係機関が連携してくれるの？

实际的に、未就学児の段階で連携が考えられる機関としては、病院や地域の自治体の子育て支援関連窓口や児童相談所、保健師さんなどが比較的多く見受けられます。

また、近くの特別支援学校も地域のセンター的機能の役割として、未就学児の相談も行っている場合もあります。ぜひ活用してみてください。

支援機関に関する情報一覧

- 【子育て支援に関する情報】 宮城県 HP 子ども・家庭支援課『子育て関連施設』
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/shisetsu.html>
- 【各障害種に関する相談】 宮城県 HP 特別支援教育課『宮城県内特別支援学校一覧』
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/link-school.html>
- 【発達障害に関する相談】 宮城県 HP 『発達障害者への支援について』
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/hattatsu.html>